

○鈴鹿工業高等専門学校科目等履修生規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 17 号

最終改正平成 19 年 3 月 5 日

鈴鹿工業高等専門学校科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号）第 60 条第 4 項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第 2 条 科目等履修生として入学することができる者は、履修科目毎に定める次の要件の一に該当する者とする。

(1) 学科において開設する科目を履修する場合

イ 高等学校を卒業した者

ロ 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 専攻科において開設する科目を履修する場合

イ 高等専門学校を卒業した者

ロ 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願手続)

第 3 条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、学期開始 3 週間前までに校長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生入学願書(別記様式第 1)

(2) 履歴書

(3) 前条に定める入学資格を明らかにする書類

(4) 健康診断書

(5) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書(別記様式第 2)

(入学者の選考及び許可)

第 4 条 科目等履修生の選考は、原則として書類審査により、校長が行う。

2 校長は、前項に規定する審査に当たっては、関係の学科長又は専攻科長並びに教養教育科長及び授業科目担当教員の意見を徴するものとする。

3 校長は、科目等履修生として適当と認め、かつ、入学料を納入した者に入学を許可する。

4 入学を許可された者は、入学時までには誓約書(別記様式第 3)を提出しなければならない。

(再入学者の例外措置)

第 5 条 本校の科目等履修生であった者が、当該履修の終了後 1 年以内に再び科目等履修生として入学を志願する場合、第 3 条に規定する入学の出願手続については、同条の「3

週間前」は「1週間前」と読み替え、かつ、同条の第2号から第4号までに掲げる書類の提出を免除するとともに、入学の許可は、前条第1項の規定にかかわらず、選考の手続きを省いて行うことができる。

(在学の期間)

第6条 科目等履修生の在学の期間は、原則として1年以内とし、年度を超えることはできない。

(履修科目)

第7条 学生の授業に支障を来たすおそれがある場合には、校長は、科目等履修生の当該科目の履修を許可しないことがある。

(指導教員)

第8条 校長は、科目等履修生に対し履修に関する必要な助言を与えるため、指導教員を定める。

(授業料の納付)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構の定めるところによる。

(授業料の納付期限等)

第10条 授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(単位の認定)

第11条 科目等履修生が所定の科目を履修し、単位を修得したときは、校長は単位修得認定書(別記様式第4)を授与する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式第1（第3条関係）

科目等履修生入学願書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

現住所

氏 名

下記により科目等履修生として入学したいので、許可くださるよう関係書類を添えて
お願いします。

記

履修期間 年 月 日から 年 月 日まで

履修科目

科 目 名	単位数	期間
-------	-----	----

履修の目的

別記様式第2（第3条関係）

承 諾 書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

所属機関名

住 所

所属長名

（記名押印又は署名）

下記の者が貴校の科目等履修生として、入学することを承諾します。

記

所属部課

氏 名

履修期間

年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第3（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

このたび貴校に科目等履修生として入学を許可された上は、学則その他の諸規則を守ることを保証人連署で誓います。

本人現住所

氏 名

保証人現住所

氏 名

（記名押印又は署名）

本人との続柄

別記様式第4（第11条関係）

第 号

単 位 取 得 認 定 書

氏 名

上記の者は、 年度本校の科目等履修生として、下記の科目の単位を修得したことを証する。

記

科目名

単位数

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長